

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年-1 (3.1.12)	生活環境	<p><b>悪徳商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>2019年8月、内閣府消費者委員会では「販売預託商法は、事業者が配当を実行している間は契約者において取引の問題性を認識しにくいこともあり、現行の法律では悪質な販売預託商法に対処しきれないため、新たな法制度が必要ではないか」として、「物品等を販売することから始まる預託取引を規制対象とすること」、「早晚破綻することが経験的に明らかな類型の取引を禁止し、罰則規定により担保すること」等を視野に入れた検討を行い、預託商法に関する建議及び意見を出した。</p> <p>消費者庁は、2020年2月から「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」をスタートさせ、同年8月に報告書がまとめられ公表された。この報告書では、特に大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILL（株）など、高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記された。</p> <p>また最近の消費生活相談内容では、通信販売においてお試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談の激増、また新型コロナ感染症拡大の消費者の不安につけ込む、マスクなどの送り付け商法（ネガティブ・オプション）についても大きな社会問題になっている。</p>	<p>鳥取県生活協同組合連合会 会長 松軒 浩史</p>	<p>趣旨採択 (3.3.26)</p>

**本会議(R3.3.26)委員長報告****会議録暫定版**

安愚楽牧場事件、ジャパンライフ事件など販売預託商法を悪用した大規模な消費者被害が繰り返し発生しています。また、全国と同様に本県でも、初回に無料又は低額な金額を提示し、2回目以降に高額な金額を支払わせる、いわゆる詐欺的な定期購入商法に関する消費生活相談が近年急激に増加しているところです。

消費者庁においては、販売預託の原則禁止、定期購入でないと誤認させる表示をした業者への厳罰化、送り付け商法の被害者に対する商品保管義務の撤廃などを柱とした特定商取引法や預託法等の改正案を、現在開会中の国会へ提出し、会期内での成立を目指していることから趣旨採択と決定をいたしました。

**福祉生活病院常任委員会・陳情**

		<p>これらの社会問題の課題解決に向けては、実効的で効果的な法制度の整備が必要である。よって県民の消費生活の安全・安心確保は極めて重要であると考えるので、次の事項について陳情する。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会において、悪徳商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書を採択し、国会及び政府に対し提出すること。</p>		
--	--	---	--	--